

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年9月25日(2014.9.25)

【公開番号】特開2014-144285(P2014-144285A)

【公開日】平成26年8月14日(2014.8.14)

【年通号数】公開・登録公報2014-043

【出願番号】特願2014-1587(P2014-1587)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 Z

A 6 3 F 5/04 5 1 2 C

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】平成26年8月8日(2014.8.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

回路基板を収納するベース体及びカバーボディとからなる基板ケースを備える遊戯機であつて、

前記遊戯機に取り付けられる固定ベース部と、

前記基板ケースが取り付けられ、前記固定ベース部に対して、前記回路基板の一面側を視認可能となる第1の位置と前記回路基板の他面側を視認可能となる第2の位置との間で回動可能に支持される可動ベース部と、

組み付けた前記ベース体と前記カバーボディとに跨るように貼付される封印シールと、

前記封印シールの表面を被覆するシール被覆部材と、

を備え、

前記シール被覆部材は、前記基板ケースに着脱自在に設けられ、

前記可動ベース部は、少なくとも前記固定ベース部と前記可動ベース部と前記基板ケースとを一体として解除不能に組み付けることによって、前記第1の位置と前記第2の位置との間ににおいても前記シール被覆部材を前記基板ケースから取り外し不可とする規制部を備える

ことを特徴とする遊戯機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

そこで、この種の制御基板を、ベース体とカバーボディとからなる基板ケースに収納するとともに、基板ケースを破壊しない限り開封することができない封止手段（所謂カシメや封印シール等）を基板ケースに設け、開封された場合にはその痕跡が残るようにすることと、制御基板に対する不正行為が行われた可能性があることを容易に発見できるようにした

ものがある（例えば、特許文献 1 参照）。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

【特許文献 1】特開 2008 - 17914 号公報

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明は、基板ケースに対する不正行為を極力防止できる遊技機を提供することを目的とする。

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

上記課題を解決するために、本発明の請求項 1 に記載の遊技機は、回路基板を収納するベース体及びカバー体とからなる基板ケースを備える遊技機であつて、

前記遊技機に取り付けられる固定ベース部と、

前記基板ケースが取り付けられ、前記固定ベース部に対して、前記回路基板の一面側を視認可能となる第 1 の位置と前記回路基板の他面側を視認可能となる第 2 の位置との間で回動可能に支持される可動ベース部と、

組み付けた前記ベース体と前記カバー体とに跨るように貼付される封印シールと、

前記封印シールの表面を被覆するシール被覆部材と、

を備え、

前記シール被覆部材は、前記基板ケースに着脱自在に設けられ、

前記可動ベース部は、少なくとも前記固定ベース部と前記可動ベース部と前記基板ケースとを一体として解除不能に組み付けることによって、前記第 1 の位置と前記第 2 の位置との間においても前記シール被覆部材を前記基板ケースから取り外し不可とする規制部を備える

ことを特徴としている。

この特徴によれば、カバー体を開封すると、封印シールに破損が生じてその痕跡が確実に残るため、カバー体が開封された可能性があることを容易に発見することができる。また、封印シールの表面がシール被覆部材により保護されることで、封印シールに直接触れることができなくなるため、封印シールに対する不正行為を極力防止できる。

本発明の手段 1 の遊技機は、

回路基板（遊技制御基板 40 / 主基板 1031）を収納するベース体（ベース部材 201 / 1201）及びカバー体（カバー部材 202 / 1202）とからなる基板ケース（2

00 / 主基板ケース 1200) を備える遊技機(スロットマシン 1 / パチンコ遊技機 1001) であって、

前記遊技機に取り付けられる固定ベース部(固定ベース 301)と、

前記基板ケースが取り付けられ、前記固定ベース部に対して、前記回路基板の一面側を前記第1の透視部を通して視認可能となる第1の位置(第1の回動規制位置A)と前記回路基板の他面側を前記第2の透視部を通して視認可能となる第2の位置(第2の回動規制位置B)との間で回動可能に支持される可動ベース部(可動ベース 302)と、

固有の識別情報(ID情報)が記憶される記憶部(ICチップ 405 / 1405)及び該記憶部に記憶された前記識別情報を含む電波を発信するアンテナ部(406 / 1406)を有する電子タグ(403 / 1403)と、

前記電子タグを有し、前記ベース体と前記カバー体とを封止状態とするために用いられる封印シール(400 / 1400)と、

前記ベース体に設けられ、前記封印シールの一端側が貼付されるベース体側シール貼付部(ベース側封印部 229 の後貼付面 229a 及び右下貼付面 229b / ベース側封印部 1229 の後貼付面 1229a 及び左下貼付面 1229b)と、

前記カバー体に設けられ、前記封印シールの他端側が貼付されるカバー体側シール貼付部(カバー側封印部 224 の前貼付面 224a 及び右上貼付面 224b / カバー側封印部 1224 の左上貼付面 1224b)と、

を備え、

前記ベース体に前記カバー体を組み付け、前記封印シールを前記ベース体側シール貼付部と前記カバー体側シール貼付部とに跨るように貼付した前記封止状態(封印状態)から該封止状態を解除した際に、前記電子タグに破損が生じ前記アンテナ部からの前記識別情報を含む電波の発信が不可能となり、

前記封止状態において前記封印シールの表面を被覆するシール被覆部材(シール保護カバー 228 / 1228)を備え、

前記シール被覆部材は、前記基板ケースに着脱自在に設けられ、

前記可動ベース部は、少なくとも前記固定ベース部と前記可動ベース部と前記基板ケースとを一体として解除不能に組み付けることによって、前記第1の位置と前記第2の位置との間においても前記シール被覆部材を前記基板ケースから取り外し不可とする規制部(側壁 310c、310d)を備える

ことを特徴としている。

この特徴によれば、電子タグの記憶部に記憶されている識別情報を読み取ることで、回路基板の交換等の不正行為が行われた可能性があることを容易に発見できるとともに、封止状態を解除してカバー体を開封すると、封印シールに破損が生じてその痕跡が確実に残るだけでなく、電子タグに破損が生じて識別情報を読み取ることができなくなるため、カバー体が開封された可能性があることを容易に発見することができるとともに、該電子タグの不正使用が防止される。また、封止状態において封印シールの表面がシール被覆部材により保護されることで、封印シールや電子タグに直接触れることができなくなるため、封印シールや電子タグに対する不正行為を極力防止できるとともに、基板ケースの遊技機への取り付け、取り外し作業時や使用時等において電子タグに何らかの外力が加わって破損が生じることを回避することができる。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明の手段2の遊技機は、手段1に記載の遊技機であって、

前記アンテナ部(406 / 1406)は、破損が生じても前記電波を発信可能な発信可能部(アンテナ部における発信不可能部(溝部 406c が延設される領域 R4)以外の部

位)及び破損が生じると前記電波を発信不可となる発信不可能部(溝部406cが延設される領域R4)と、を有し、

前記発信不可能部を、前記封止状態において前記ベース体側シール貼付部(ベース側封印部229の後貼付面229a及び右下貼付面229b/ベース側封印部1229の後貼付面1229a及び左下貼付面1229b)と前記カバーボディ側シール貼付部(カバー側封印部224の前貼付面224a及び右上貼付面224b/カバー側封印部1224の左上貼付面1224b)との境界位置に配置されるようにした

ことを特徴としている。

この特徴によれば、封止状態を解除してカバーボディを開封することでアンテナ部が確実に破損されて識別情報を読み取ることができなくなるため、カバーボディが開封された可能性があることを容易に発見することができる。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

本発明の手段3の遊技機は、請求項1、手段1、2のいずれかに記載の遊技機であって

、前記シール被覆部材(シール保護カバー1228)は、前記ベース体(ベース部材1201)または前記カバーボディ(カバー部材1202)のいずれか一方に形成された被係止部(係止穴1624)に係脱可能な係止部(弾性係止片1622の係止爪1622a)を有し、

前記封止状態を解除した状態において、前記被係止部に前記係止部を係止したまま前記ベース体に前記カバーボディを開閉可能に形成されている(図43(b)参照)

ことを特徴としている。

この特徴によれば、回路基板の検査を行うために封止状態を解除する際には、被係止部と係止部との係止状態を解除することでシール被覆部材を簡単に取り外すことができる。また、シール被覆部材を取り外して封止状態を解除しても、カバーボディをベース体またはカバーボディのいずれかに係止することができるので、シール被覆部材の紛失を防止できるばかりか、係止状態のままカバーボディを開閉できるので、開閉作業を容易に行うことができる。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

本発明の手段4の遊技機は、請求項1、手段1～3のいずれかに記載の遊技機であって

、前記シール被覆部材(シール保護カバー1228)は、前記基板ケース(1200)に対しても着脱自在に取り付けられ、

前記基板ケースを前記遊技機(パチンコ遊技機1001)に設けたケース配置位置(図35参照)に配置した状態において、前記遊技機を構成する構成部位または該遊技機に配設された遊技用部品に規制されて前記基板ケースから取り外し不可となるように設けられる

ことを特徴としている。

この特徴によれば、基板ケースをケース配置位置に配置するとシール被覆部材の取り外し方向への移動が構成部位や遊技用部品により規制され、基板ケースから取り外すことができなくなるため、封印シールや電子タグへの不正行為を効果的に防止できる。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

本発明の手段5の遊技機は、手段1～4のいずれかに記載の遊技機であって、

前記ベース体（ベース部材201/1201）に前記カバー体（カバー部材202/1202）を組み付けるための部材であって、前記ベース体または前記カバー体のうち一方に形成される挿通部（取付穴227/1610及び凹部227a/1610a）に挿通され他方に形成される被取付部（ネジ孔209/1611）に取り付けられる取付部（棒状部に形成された雄ネジ部）と、前記挿通部に連通し前記一方のシール貼付部（カバー側封印部224の前貼付面224a/ベース側封印部1229の後貼付面1229a）に臨むように形成される開口部（凹部227aの開口227b/凹部1610aの開口1610b）に収納される頭部（棒状部の一端に形成される頭部）と、からなる組付部材（閉鎖ネジ226/1226）と、

前記ベース体側シール貼付部（ベース側封印部1229の後貼付面1229a及び左下貼付面1229b）及び前記カバー体側シール貼付部（カバー側封印部1224の左上貼付面1224b）からなるシール貼付部は、

前記ベース体と前記カバー体との境界位置（Z）を挟んで連続する第1貼付面（ベース側封印部1229の左下貼付面1229b及びカバー側封印部1224の左上貼付面1224b）と、

該第1貼付面とは異なる方向を向くとともに前記開口部が形成される第2貼付面（ベース側封印部1229の後貼付面1229a）と、

を含み、

前記封印シール（1400）は、前記境界位置と前記開口部とを被覆するように貼付される

ことを特徴としている。

この特徴によれば、ベース体とカバー体との組み付けが解除された場合だけでなく、ベース体とカバー体との組み付けを解除するために組付部材が被取付部から取り外された場合にも痕跡が残るため、封止状態が解除された可能性があることを発見しやすくなるばかりか、第1貼付面と第2貼付面との間に屈曲部が形成されるため、封印シールを剥離しようとする際に破損が生じやすくなる。

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

本発明の手段6の遊技機は、手段5に記載の遊技機であって、

前記基板ケース（1200）は平面視略方形状（長方形）に形成され、

前記第1貼付面（ベース側封印部1229の左下貼付面1229b及びカバー側封印部1224の左上貼付面1224b）は、前記基板ケースの側面とほぼ平行に形成され、

前記第2貼付面（ベース側封印部1229の後貼付面1229a）は、前記基板ケースの平面（カバー板1202a）及び底面（ベース板1201a）とほぼ平行に形成され、

前記第1貼付面は、該第1貼付面の周縁が前記基板ケースの側面の周縁よりも内側に配置され、かつ、面積が前記第2貼付面の面積よりも大に形成されている（図41参照）

ことを特徴としている。

この特徴によれば、基板ケースの側面から第2貼付面を側方に向けて大きく突出させなくても、基板ケースの側面の範囲内で第1貼付面を極力大型化することで広いシール貼付面を確保できるため、基板ケースをコンパクト化できるばかりか、アンテナ部がケース本

体の側方に突出して周辺の装置や部品等に接触しやすくなることを回避できる。

【手続補正 1 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 5】

本発明の手段 7の遊技機は、請求項 1、手段 1 ~ 6のいずれかに記載の遊技機であって、

前記遊技機は、少なくとも前記固定ベース部と前記可動ベース部と前記基板ケースとを一体に組み付けた組付状態において、前記固定ベース部と前記可動ベース部及び前記可動ベース部と前記基板ケース双方の組付状態の解除がそれぞれ不能化され、

前記固定ベース部は、前記第 1 の位置と前記第 2 の位置との回動範囲においても少なくとも前記組付状態において前記遊技機からの取り外しが不能化されていることを特徴としている。